担当課(公民館)

# 1 市民参加の手続 実施予定について

通称	公民館等のプロジェクター使用料の設定		〈メリット〉	利用者の利便性が向上するとともに、施設利用者に対する負担の公平性が保たれる。					
	流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市が考える市 民等への影響	〈デメリット〉	· <del>無</del>					
概要	要 公民館及び南流山センターの備品にプロジェクターを追加するとともに使用料又は利用料を設定するものである。								

## (1)市民参加の対象事項について

市民参加	の対象事項に該当するもの(条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)					
	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		(1)軽易なもの				
	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2)緊急に行わなければならないもの				
	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		□ (3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの				
	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由					
	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更						
	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合						

### (2)市民参加の手法について

市民	市民参加の方法(条例第6条第1項)										
実施方法		実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等 その他特記事項		左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由					
	•	審議会等	平成27年2月2日、平成27年5月13日	生涯学習審議会委員							
<del>√</del> =		パブリックコメント手続									
数数		意見交換会				1 備品(プロジェクター)の整備に伴う使用料又は利用料の設定に対し、専門的な意見や市民の意見を反映する必要が あるため審議会で審議して頂く。					
実施		公聴会				2 公民館利用者等に、アンケート調査を行い、広く利用者、市民の意見の反映を図る。					
ЛE		政策提案制度									
	•	その他	平成27年2月中旬~平成27年3月中旬	公民館等及び公共機関利用者	アンケートの実施						

## (3)市民参加のスケジュール(予定)

	平成2	5年度		平成26年度								平成27年度				
Ī	4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
ſ																
		į		ļ				į					審議会 アンク	ケートの実施	審議会	
													(2/2)	-	(5/13)	

# 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容•理由	変更項目	変更日	変更内容·理由
市民参加のスケジュール	平成27年4月1日	使用料(案)を再検討したため			